

専利行政法執行業務の強化に関する決定

2011年5月6日

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

専利行政法執行業務の強化に関する決定（意見募集稿）

知的財産権法執行の強化に関する党中央、国务院の業務手配を突っ込んで徹底し、特許行政法執行制度の建設を加速推進し、特許行政法執行業務の長期間有効な体制を適切に構築・健全化し、知的財産権システムによる法執行能力をさらに向上させ、革新と発展に有利な環境をつくるために、国家知識産権局は以下のように決定した。

一、特許行政法執行制度の建設を強力に推進する

（一）特許保護に関する法律法規の制定と完備を推進する

特許保護に関する法規の制定と完備を加速推進し、特許権侵害救済を強化する制度建設を強力に推進し、特許法執行手段が強くなく、特許権侵害に関する救済措置が弱いなどの問題を適切に解決し、繰り返される権利侵害、集団による権利侵害及び特許詐称行為に対する摘発を強化する。

特許行政法執行に関する地域横断的な協力方法を制定する。知的財産権に関する権利擁護支援通報苦情の制度建設を強化する。

（二）特許行政法執行業務に関する責任制度を強化する

各地方の知識産権局は必ず法執行・事件処理業務を重要な議事日程に入れなければならない。主要指導者と関係者は必ず職責により法執行業務の責任を履行し、断固として法執行・事件処理に見られる責任逃れ現象をなくし、積極的に法により行政訴訟に参加しなければならない。

国家知識産権局から手配された特別法執行任務について、地方の知識産権局は必ず要求どおり適時に果たさなければならない。省、自治区、直轄市の知識産権局は、実際の必要に応じて、管轄区域内の知識産権局が法執行・事件処理業務の目標・任務を手配することについて、責任要求を提出しなければならない。

（三）特許法執行業務に関する監督査察制度を設ける

国家知識産権局は、省（区、市）の知識産権局の法執行業務に対して、年度監督査察活動と特別監督査察活動を組織する。省（区、市）の知識産権局は、管轄区域内の知識産権局の法執行業務に対して、年度監督査察活動と特別監督査察活動を展開する。

監督査察においては、法執行ファイル、法執行データ、事件処理の条件、権利擁護支援センターの設置及び12330による通報苦情の受理と移送処理などの状況をチェックしなければならない。監督査察を受ける地方の知識産権局は、監督査察で指摘された顕著な問題を是正しなければならない。

（四）特許行政法執行事件の監督制度を設ける

国家知識産権局は、重大な影響を及ぼす特許権侵害事件と特許詐称事件を監督する。省（区、市）の知識産権局は、管轄区域内の比較的に大きな影響を及ぼす特許権侵害事件と特許詐称事件を監督する。

監督局は事件処理のプロセスをフォローすべく、監督を受ける地方の知識産権局は監督対象となっている事件について、なるべく早く処理し、かつ早期にその処理結果を提出しなければならない。

(五) 特許行政法執行業務に関する考課評価制度を設ける

国家知識産権局は、各省（区、市）の知識産権局、5・26 特許法執行推進プロジェクトに入っている知識産権局と知的財産権権利擁護支援センターに対して、考課評価を実施する。省（区、市）の知識産権局は、管轄区域内の知識産権局の法執行・権利擁護業務に対して、考課評価を実施する。

特許行政法執行及び権利擁護支援業務の評価基準を制定し、法執行・事件処理の件数及び品質並びに権利擁護支援通報苦情業務の受理件数を重要な内容とし、法執行・権利擁護業務を客観的・全面的に評価する。

(六) 特許行政法執行の情報に関する報告送付・公開制度を完備する

各地方の知識産権局は、月ごとに法執行統計データ、法執行事件処理材料を上級知識産権局に報告送付する。特別行動期間中においては、上級機関が要求した周期ごとに報告送付する。重大な事件の場合は、適時に報告送付する。法執行統計データは、特許法及びその実施細則、地方の特許保護条例、特許行政法執行弁法、展示会における知的財産権の保護弁法などの法律法規により、事件を調停、処理、摘発する状況を全面的・客観的に反映したものでなければならない。

国家知識産権局と省（区、市）の知識産権局は、月ごとに法執行統計データを公開する。

(七) 知的財産権に関する通報苦情を奨励する制度を設ける

権利者と社会各界が知的財産権の侵害模倣行為を通報苦情することを奨励し、知的財産権に関する通報苦情を奨励する制度作りを加速する。

国家知識産権局は、重大な手がかりを提供した知的財産権の通報苦情者に対して奨励を与える。各省（区、市）の知識産権局は、重要な手がかりを提供した知的財産権の通報苦情者に対して奨励を与える。各知的財産権権利擁護支援センターは、何度も手がかりを提供した通報苦情者に対して奨励を与える。知的財産権に関する通報苦情奨励は、事実に依拠し、証拠に基づき、実名による通報苦情を奨励しなければならない。

二. 特許行政法執行の業務展開体制を適切に完備する

(八) 特許紛争行政調停の業務展開体制を革新する

各種の特許紛争に対する行政調停業務の展開に注力し、行政調停の業務展開体制を革新し、特許の種類や紛争の実情に基づき、調停手続を簡素化し、早くて有効な調停方式を採用しなければならない。特許権侵害救済と特許権確認用無効審判手続とのつなぎ体制を最適化し、簡便、敏速という行政法執行の優勢を存分に発揮させなければならない。

展示会における特許紛争の早期調停体制を革新し、展示会の秩序を効率的に擁護しなければならない。

(九) 特許行政法執行に関する協力体制を完備する

地域横断的な特許行政法執行に関する協力体制を深化する。省（区、市）の知識産権局は、管轄区域内にける省横断的な法執行・事件処理の協力展開業務を組織し、関連する知識産権局が省横断的な法執行・事件処理の協力展開任務を適時に果たすよう手配・指導することに責任を負う。

公安、工商、著作権、税関、文化、ラジオテレビ、質検、農業、林業などの部門との法執行に関する協力を強化する。司法機関との意思疎通や調整を強化し、行政調停と司法調停とのつながりを推進し、共同して特許紛争を解決する効率を高める。公安機関との協力を強化し、行政法執行と刑事法執行とのつながりを推進し、刑事犯罪の疑いがある特許詐称行為と特許に係る詐欺行為については、早期に公安機関へ移送し、断固としてそれを取り締まらなければならない。

(十) 特許行政法執行業務に関する激励体制を完備する

国家知識産権局は、法執行・権利擁護業務の考課結果を法執行特別支持の重要な依拠とし、業績が特に顕著な地方の知識産権局と知的財産権権利擁護支援センターを表彰し、それに対する支持を強化する。考課結果が不合格のものは、状況に応じて、期限を切って是正するよう要求するか、又は 5.26 プロジェクトや知的財産権権利擁護支援センターの序列から外す決定を行なう。考課結果は、全国特許業務先進団体の選抜や都市試験点模範業務の評価に当たって考える重要な一内容とし、考課結果が不合格の市の知識産権局の所在都市は、二度と国家知識産権局の都市試験点模範序列に組み入れない。

省（区、市）の知識産権局は、各市の特許行政法執行の考課結果に結びつけて、各関連都市の知識産権局に対する支持を強化しなければならない。地方の知識産権局は、法執行・事件処理業務において業績が顕著な法執行部（課）と人員を表彰・奨励する。

(十一) 知的財産権の保護に関する社会信用の評価・監督体制を構築する

知的財産権の保護に関する社会信用の評価基準を構築し、地方の知識産権局による法執行業務について、社会満足度調査と評価を展開し、企業による権利侵害と模倣行為について、調査と監視を行なう。

協会、仲介、研究機構と各種の群衆組織の役割を存分に発揮させ、多重の知的財産権保護に関する社会信用の評価・監督体制を構築しなければならない。

(十二) ハイレベル人材と重大なプロジェクトに関する知的財産権権利擁護支援サービス体制を構築する

ハイレベル人材と重大なプロジェクトに関する知的財産権権利擁護支援サービス体制を加速構築する。条件が整っている地区を選定して、先行実行と先行試験を実施し、全面的な監視、積極的なフォロー、特定問題の指導、事前の介入、速やかな権利擁護などの措置によって、ハイレベル人材と重大なプロジェクトによるハイレベルの革新に対する知的財産権権利擁護の激励効果を存分に発揮させ、わが国がハイレベル人材を導入し、ハイレベル人材の役割を発揮させるために、独創的・基礎的な重大な発明創造を支持するために、そして戦略的な新興産業の発展を加速するために、良好な環境をつくる。

重大なプロジェクトとハイレベル人材に係り、かつ影響が広範に及ぶ特許紛争について、関連区域の権利擁護支援センターと知識産権局は、その予測・対応業務を早期に組織しなければならない。

(十三) 特許保護に関する重点連絡体制を強化する

各種の特許保護に関する重点連絡基地との意思疎通と調整を強化し、司法機構、研

究機構、法律サービス機構と市場主体からの支持と協力を積極的に取得する。

各地方の知識産権局は、必要に応じて、条件を具備した各種の機構を現地の特許保護に関する重点連絡体制に組み入れるか、又はそれらを全国特許保護に関する重点連絡体制に組み入れるよう推薦し、各方面の資源を借りて、特許行政法執行業務のレベルアップを促進し、良好な法執行環境をつくらなければならない。

三. 特許行政法執行能力の建設を全面的に強化する

(十四) 特許行政法執行部隊の建設を強化する

法により特許行政法執行部隊の建設を促進し、特許行政法執行に従事する専任人員の数量を確保し、法執行部隊の安定と発展を図る。特許法と定員管理業務に関する政策法規により、省（区、市）の知識産権局、副省級都市及び 5.26 プロジェクトに入っている地級市の知識産権局は、もっぱら法執行職責を負担する部を明確にし、その他の都市の知識産権局は、主として法執行職責を負担する課を明確にしなければならない。できるだけ現地の定員管理機関の同意を取得した前提で、省（区、市）の知識産権局には特許行政法執行総隊（本部）の看板を追加設置し、副省級都市、地級市の知識産権局には特許行政法執行支隊（支部）の看板を追加設置しなければならない。県級知識産権局は、必要に応じて、法により特許行政法執行部隊の建設を強化する。

各級の特許行政法執行に関する指導機構、知的財産権権利擁護支援通報苦情に関する指揮管理機構を構築・健全化する。国家知識産権局は必要に応じて、地方に法執行監督員を派遣する。省（区、市）の知識産権局は必要に応じて、管轄区域内の知識産権局に法執行監督員を派遣する。各地方の知識産権局は必要に応じて、各種の園區、商業場所、産業集積区、大型展示会及びその他の大型イベント場所に、専任や兼任の法執行監督員とボランティアを選出派遣する。

(十五) 特許法執行人員の業務資質を高める

特許行政法執行人員は、特許行政法執行証を取得して初めて、法執行・事件処理業務に従事することができる。省（区、市）の知識産権局は、管轄区域内の人員が全国特許行政法執行人員の職業前研修に参加するよう組織することに責任を負う。国家知識産権局から証書を授与される特許行政法執行人員の職業前研修を組織するには、事前に国家知識産権局に報告し、その同意を得なければならない。国家知識産権局は、資格を有し、特許行政法執行の職業前研修に参加して、かつ試験に合格した人員に、特許行政法執行証を授与する。特許行政法執行の職業前研修と各種の特許行政法執行の業務研修に対する管理と調整業務を完備しなければならない。

業務展開の実践に見られた顕著な問題点に結び付けて、特許法執行に関する特別検討交流活動を組織する。法執行業務人員が国内外の研修に参加し、及び在職しながら学位を取得するために勉強することを支持し、法執行業務の中堅を加速育成する。

(十六) 特許行政法執行の業務展開の条件を改善する

省（区、市）の知識産権局、副省級都市及び 5.26 プロジェクトに入っている地級市の知識産権局は、特許紛争を調停処理するための専門の場所を設けなければならない。その他の都市の知識産権局は、特許紛争を調停処理するために利用可能な場所を設けなければならない。法執行人員に基本的な事件処理用施設を提供しなければならない。特許法執行の業務職責を担当する地方の知識産権局は、必要な法執行用装備を配置しなければならない。法執行・事件処理を行なうときに、きちんとした服装をし、

統一した法執行標識をつけて、法執行人員の身の安全を確保しなければならない。

国家知識産権局から与えられた法執行特別支持について、地方の知識産権局は、地方政府による財政的協力をいただけるように努力し、共同して法執行条件の改善を推進しなければならない。

(十七) 特許行政法執行に関する情報化建設を強化する

全国特許行政法執行業務に関する情報ネットワークの建設を加速し、特許行政法執行の電子ファイルバンクを完備し、特許法執行の電子検索設備を配置し、即時応答の検索システムを構築しなければならない。

各地方の知識産権局は、完全でかつ相互に一致しているペーパー及び電子特許法執行フィルを構築し、専用の法執行ファイル保存設備を配置しなければならない。

(十八) 知的財産権権利擁護支援通報苦情業務のプラットフォームの構築を強化する

12330 知的財産権権利擁護支援通報苦情業務のプラットフォームの構築を大いに強化し、全国知的財産権権利擁護支援通報苦情のネットワークの構築を加速し、知的財産権権利擁護支援通報苦情事件の電子ファイルバンクを構築・健全化する。

各権利擁護支援センターの運営状況に基づき、全国範囲で若干の重点センターを建設する。